

内容見本
(B5判縮小)

84 配偶者短期居住権や配偶者居住権、居住建物の持戻免除の意思表示の推定が認められるためには、どのような準備をしたらよいのか

Q 配偶者である私が配偶者短期居住権や配偶者居住権、居住建物の持戻免除の意思表示の推定が認められるようにするには、相続開始前からどのような準備をしたらよいのでしょうか。

A 相続開始時に配偶者として被相続人と居住していることが必要です。また、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させるようにしておく必要もあります。

解説

◆大前提として法律上の「配偶者」になっていること

配偶者短期居住権や配偶者居住権は、居住建物の持戻免除の意思表示の推定が認められるためには、いずれも「配偶者」、つまり入籍して戸籍上夫婦となっている必要があります。ですから、内縁関係のままではこれらの方が適用されません。この点にご注意ください。

◆配偶者短期居住権が認められるための事前準備

相続開始の時に被相続人の財産に属した建物に無償で居住することが必要です(民法1037条1項)。

被相続人名義の建物でなければなりませんので、建物の登記名義が被相続人になっ

◆贈与税の配偶者控除の利用における留意点

- ① 贈与税の配偶者控除は、同じ配偶者からは一生に一度しか受けられません。
- ② 2,110万円まで贈与税がかかりませんので、例えば3,000万円の土地建物の2分の1(1,500万円分)の共有持分贈与も無税で行えます。
- ③ 居住用不動産を夫婦で共有しておく、将来その居住用不動産を売却した際に「居住用財産の3,000万円特別控除」が各々適用することが可能になり、6,000万円までの売却益に対して課税額が分かち合えます。
- ④ 贈与税の配偶者控除を適用して居住用不動産の贈与が無税で行われても、不動産取得税や登録免許税は課税されます。
- ⑤ 相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算されますが、贈与税の配偶者控除の対象となった部分は加算されません。贈与の年に贈与者が亡くなった場合も同様に加算されません。
- ⑥ 居住用不動産は、国内の家屋またはその家屋の敷地(借地権も含みます。)をいいます。家屋と敷地は一括して贈与する必要はありません。また、家屋の敷地の一部の贈与でも配偶者控除を適用できます。
- ⑦ 相続税を考えた場合には、一般的に現金を贈与するよりは不動産を贈与した方が節税の効果は高いと考えられます。また、土地と建物と比較した場合には、建物については毎年相続税評価額が下がっていくのが通常であるのに対して、土地については地価の変動により相続税評価額が値上がりする可能性もあるので、贈与を行うのであれば家屋より土地を優先すべきです。

【計算例】

婚姻期間が20年以上である夫婦が、夫から妻へ自宅(4,500万円)の2分の1を持分贈与する場合
課税価格 (4,500万円×1/2) - (2,000万円+110万円) = 140万円
贈与税額 140万円×10% = 14万円

コラム

◆配偶者居住権(令和2年4月1日施行)

被相続人の死亡時にその被相続人の財産であった建物に居住していた配偶者は、遺産分割または遺言によってその居住していた建物の全部について終身または一定期間無償で使用および収益をする権利である「配偶者居住権」を取得することができます。配偶者居住権等の評価額は次の①-③のように定められました(相続税法23条の2)。

99 配偶者に贈与する場合には贈与税の負担が軽くなるのか

Q 長年連れ添った妻には感謝しているので、それなりの金額の贈与を考えていますが、贈与税が高いとそれもままなりません。何が税制上の優遇はないのでしょうか。

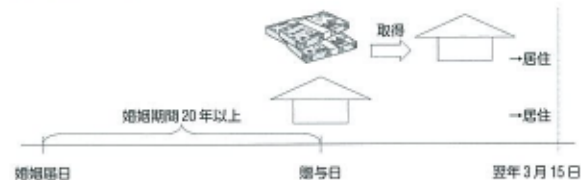
A 婚姻期間が20年以上の夫婦間で行う居住用不動産またはその不動産を取得するための金銭の贈与でしたら、贈与税の特例として2,000万円の配偶者控除と110万円の基礎控除を受けることができます。

解説

◆贈与税の配偶者控除

婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、次の要件を満たせば基礎控除110万円を合わせて2,110万円まで無税で贈与できます(相続税法21条の6)。

- ① 夫婦の婚姻期間(内縁関係は含まれません。)が20年を過ぎた後に行われた贈与であること(婚姻期間の1年未満の贈与は切り捨てて計算します。)
- ② 配偶者から贈与された財産が、自分自身が住む居住用不動産であることまたは居住用不動産を取得するための金銭であること
- ③ 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその居住用不動産に住んでいること
- ④ 戸籍謄本等を添付して贈与税の申告を行うこと



第7 生命保険の活用

109 相続税対策としてどのような場合に生命保険を活用できるのか

Q 「生命保険は相続に有効」とよく聞きますが、相続税対策の場面では、どのような場合に生命保険に入っておくのでしょうか。

A 生命保険が有効な場面はいくつとありますが、相続税の納税が予想される場合(節税対策)や納税資金が不足する場合(納税資金対策)に生命保険を活用することができます。

解説

◆相続における生命保険の活用

相続において生命保険が有効な場面はいくつとありますが、主なケースは次の3つです。

- ① 相続税の納税が予想される場合(節税対策)
 - ② 納税資金が不足する場合(納税資金対策)
 - ③ 相続財産に土地・建物のように分割しにくい財産がある場合や子どもが多い場合の相続争い回避(争執対策)
- ここでは、①②の場面における生命保険の活用について説明します(③についてはQ88参照)。

◆相続税の納税が予想される場合(節税対策)

- (1) 生命保険金の非課税枠

相談対応 相続Q&A

ー法律・税金・保険・ライフプランニングー

編著 伊藤 崇(弁護士)
渡邊 竜行(弁護士)



民法(相続法)改正に対応した最新版!

令和2年4月施行の民法(相続法)改正を踏まえ、相続に関わる諸問題をQ&Aでわかりやすく解説した最新版です。

相談者にわかりやすく回答するために!

相続相談に携わる方が相続争いの防止や相続税対策などのポイントを、相談者に対してわかりやすく明解に回答するための、必携の一冊です。

相続相談の専門家による執筆!

ファイナンシャル・プランナー資格を有する弁護士、税理士等が、法律・税金・保険・ライフプランなど幅広い分野を総合的な視点で執筆しています。

B5判・総頁400頁
定価 3,740円
(本体3,400円) 送料460円

WEBサイト
<https://www.sn-hoki.co.jp/>

0120-089-339
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

電子書籍も発売!!

〈電子版〉
定価 3,410円
(本体 3,100円)



掲載内容

第1編

相続の基本

第1章 相続とは何か

- 1 死亡以外の場合でも相続が発生することがあるのか
- 2 どうやって相続財産を分けることになるのか
- 3 相続開始から相続税申告・納税までのスケジュールは
- 4 相続に困ったときの相談先は
- 5 相続について平成31年(令和元年)から何がかわるのか

第2章 相続人とは

- 6 誰がどれだけ相続できるのか
- 7 養子は実子と同じように相続できるのか
- 8 嫡出子と嫡出でない子とで相続分が異なるのか
- 9 未成年の子も相続人になるのか
- 10 相続人以外でも相続できるのか
- 11 内縁の配偶者は相続人になるのか
- 12 相続人の中に行方不明の者がいる場合は
- 13 相続人の中に認知症や精神障害で判断能力を欠く者がいる場合は

コラム

- ◆保佐・補助とは
- 14 相続人でも相続させないことはできるのか
- 15 相続人が誰か分からないときの調査方法は

第3章 相続財産とは

- 16 相続財産とは何か
- 17 土地建物はどうのように扱われるのか

コラム

- ◆「大相続時代」の到来
- 18 土地や建物を借りる権利はどうのように扱われるのか
- 19 農地はどのように扱われるのか
- 20 生命保険金は相続財産になるのか

コラム

- ◆ファイナンシャル・プランニングとは
- 21 死亡退職金はどのように扱われるのか
- 22 有価証券はどのように扱われるのか
- 23 親の会社の株式はどのように扱われるのか
- 24 海外にある資産はどのように扱われるのか
- 25 被相続人が私名義で預金していた場合の預金はどのように扱われるのか
- 26 相続開始後に発生した銀行の利子や不動産賃料はどのように扱われるのか
- 27 香典や弔慰金はどのように扱われるのか
- 28 親が残した借金や保証債務はどのように扱われるのか
- 29 どんな相続財産があるか分からないときの調査方法は

第2編

相続開始後の相続人の対応

第1章 相続開始後早めに行う手続

- 30 必ず行わなければならない手続は
- 31 被相続人が確定申告をしていた場合の注意点は
- 32 遺族年金の請求の仕方は
- 33 相続を開始したら預貯金は全く引き出せないのか
- 34 葬祭料・埋葬費・葬祭費の請求の仕方は
- 35 最後の老齢年金の受取りは

コラム

- ◆「おひとりさま」のライフプラン
- 36 最後の水道光熱費・病院代などの支払は
- 37 葬式費用の支払は

第2章 遺産分割協議

- 38 遺産分割協議における検討事項は
- 39 配偶者は居所を確保するために不動産を相続しなければならないのか
- 40 被相続人が海外にいた場合に何か特殊なことはあるのか
- 41 相続人が海外にいる場合はどうするのか
- 42 相続したくない相続人はどうするのか
- 43 借金も財産もあり相続放棄した方がよいのかすぐに判断できない場合は
- 44 被相続人が亡くなった後、相続人は遺言書をどうすればよいのか

コラム

- ◆遺言書は遺言書らしく
- 45 相続人や受遺者は遺言書の内容に必ず従わなければならないのか
- 46 財産を多く相続できる寄与分とは

コラム

- ◆未分割でも相続税の優遇措置を受けた場合
- 47 特別受益が認められる場合は、どのような場合か

コラム

- ◆相続時に不動産を売る場合には
- 48 相続財産が建物だけで分けられない場合はどうするのか

第3章 遺産分割後に行う手続

- 49 不動産の名義変更の仕方は
- 50 預金の引出しの仕方は
- 51 株式等の名義変更の仕方は

第4章 相続税とは

- ##### 第1 相続税の申告・納税の仕方
- 52 相続税の計算の仕方は
 - 53 相続税は誰が申告するのか
 - 54 相続税はいつまでに申告するのか
 - 55 相続税はいつまでに納めればよいのか
 - 56 相続税は分割払もできるのか
 - 57 相続税は現金以外でも支払えるのか

第2 遺産分割の方法と相続税額の変動

- 58 配偶者が相続すると相続税の負担が軽くなるのか
- 59 未成年者が相続すると相続税の負担が軽くなるのか
- 60 障害者が相続すると相続税の負担が軽くなるのか
- 61 土地を誰が相続するかによって相続税の負担が軽くなることあるのか

コラム

- ◆特殊な土地評価の実務
- 62 土地の分割の仕方によって相続税の負担が軽くなることあるのか
- 63 相続人が財産を寄附した場合にどのように扱われるのか

第3編

相続開始前の被相続人の準備

第1章 相続争いの防止

- ##### 第1 遺言の活用
- 64 どのような場合に遺言をしておくことよいか
 - 65 遺言執行者とは何か
 - 66 遺言の方法にはどのような種類があるのか
 - 67 自筆証書遺言の作り方は
 - 68 どのような場合に自筆証書遺言が無効になってしまうのか
 - 69 公正証書遺言の作り方は
 - 70 どのような場合に公正証書遺言が無効になってしまうのか
 - 71 公正証書遺言と自筆証書遺言それぞれの長所・短所は
 - 72 前に書いた遺言書を変更したい場合はどうするのか
 - 73 前に書いた遺言書をなくしてしまった場合はどうするのか

コラム

- ◆遺言を書いたことは知らせておいた方がよいのか
- 74 相続財産の分け方を決めて遺言書を作る時に何か決まりはあるのか
- 75 遺言書で孫などの相続人でない者に財産を渡すこともできるのか
- 76 妻の老後の面倒をみなければならぬという遺言書は有効か
- 77 息子が先に亡くなってしまっても考えて遺言書を作れるのか
- 78 遺言信託という言葉を知りたく何のことか

コラム

- ◆保険加入と健康状態
- 79 相続対策として信託をどう利用すればよいのか
- 80 後見信託とは
- 81 遺言による寄附をした場合、どうするのか

第2 配偶者保護とは

- 82 配偶者保護の制度として、どのようなものがあるか

- 83 持ち戻し免除の意思表示とは
 - 84 配偶者短期居住権や配偶者居住権、居住建物の持ち戻し免除の意思表示の推定が認められるためには、どのような準備をしたらよいのか
- #### 第3 生前贈与の活用
- 85 どのような場合に生前贈与をしておくことよいか
 - 86 贈与税を気にせず生前贈与をすることはできないのか
 - 87 生前贈与を受けた相続人と受けない相続人間の利益調整はどうなるのか

第4 生命保険の活用

- 88 遺産分割対策としてどんな場合に生命保険を活用できるのか
- 89 いつでも誰でも生命保険に入れるのか

第5 先に亡くなった者の遺産分割

- 90 亡くなった親の遺産分割を済ませておかないとどうなるのか

第2章 相続税対策

- ##### 第1 相続税対策とは
- 91 相続税対策とは何か

コラム

- ◆契約者の権利と受取人の権利
- 92 税制改正リスクとは何か

第2 生前贈与の活用

- 93 生前贈与でかかる贈与税と相続税でかかる相続税はどちらが高いのか
- 94 毎年少しずつ贈与をしておくことと贈与税の負担が軽くなるのか
- 95 一度に大きな金額を贈与しても贈与税の負担が軽くなる場合があるのか
- 96 子や孫の住宅購入を援助することで贈与税や相続税の負担が軽くなるのか
- 97 子や孫の教育資金を援助することで贈与税の負担が軽くなるのか
- 98 子や孫の結婚・子育て資金を援助することで贈与税の負担が軽くなるのか
- 99 配偶者に贈与する場合には贈与税の負担が軽くなるのか

コラム

- ◆配偶者居住権(令和2年4月1日施行)

第3 相続財産の評価額縮減

- 100 土地や建物を買うと相続税の負担が軽くなるのか
- 101 家を修繕すると相続税の負担が軽くなるのか
- 102 土地や建物を貸すと相続税の負担が軽くなるのか
- 103 自宅を買うか親と同居するかで将来の相続税に影響があるのか
- 104 墓地や仏壇を購入しておくことと相続税の負担が軽くなるのか

第4 養子縁組の活用

- 105 養子を増やすと相続税の負担が軽くなるのか

第5 法人の利用

- 106 法人を設立することで相続税の負担が軽くなるのか

第6 納税資金の確保

- 107 納税資金対策として考えるべきことは
- 108 農地を相続した場合に納税を待ってもらえることがあるのか

第7 生命保険の活用

- 109 相続税対策としてどのような場合に生命保険を活用できるのか
- 110 誰を生命保険の契約者・受取人とするかによって税金が変わってくるのか

コラム

- ◆契約者≠保険料負担者の場合の課税関係

第4編

相続に関するトラブルの解決方法

第1章 相続争いの解決方法

- ##### 第1 相続争いとその解決方法の基本
- 111 いつまでも遺産分割ができないとどうなるのか
 - 112 調停にはどれくらいの時間がかかるのか
 - 113 調停委員・家事審判官とは
 - 114 調停手続の当日は、どのようなことが行われるのか
- ##### 第2 調停を申し立てる方法
- 115 調停はどこに申し立てればよいのか
 - 116 調停申立て前にはどのようなことを準備すればよいのか
 - 117 調停委員が言い分を聞いてくれないかどうすればよいのか

第3 調停を申し立てられたときの対応方法

- 118 突然調停期日のお知らせが届いたが、どうすればよいのか
- 119 裁判所が遠くて行けないが、どうすればよいのか
- 120 自分は何も主張することがない場合、調停に行く必要があるのか
- 121 調停委員の説得には必ず従わなければならないのか

第2章 国税庁の税務調査への対応方法

- 122 務調査とは何か

コラム

- ◆税務調査までの間に新たな財産が見つかった場合

- 123 相続税の税務調査は財産の多い者のところにしか来ないのか
- 124 調査されるのは被相続人名義の財産だけなのか
- 125 税務調査で指摘されやすいポイントは
- 126 税務署からの指摘には必ず従わないといけないのか
- 127 税務署の指摘を受け修正申告を行った場合、税金はどうなるのか

第5編

中小企業経営者の相続

- 128 中小企業経営者の相続は一般人の相続と何が違うのか
- 129 許認可事業を継ぐ長男のためにあらかじめ準備すべきことは
- 130 会社を継ぐ長男に自社株式を贈与する場合の注意点は
- 131 自社株式の評価額を低くして相続税額を低くすることはできるのか
- 132 死亡退職金の規程を設けて相続税額を低くすることはできるのか
- 133 納税資金確保のために会社を利用することはできるのか
- 134 自社株式を持ち続ける場合に納税を待ってもらえることがあるのか

コラム

- ◆自社への多額の貸付金に悩まれている経営者の方へ

第6編

大天災が相続手続に与える影響

- 135 大天災が起こった場合の遺産分割手続にはどのような問題が生じるのか
- 136 大天災が起こった場合の相続税や贈与税の申告・納付にはどのような問題が生じるのか
- 137 大天災が起こった場合の相続税額や贈与税額の計算にはどのような問題が生じるのか

索引

○事項索引

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2020.10)51000951

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。